

新型コロナウイルス感染症への対応について

【県教育委員会の主な対応状況】

- 2月28日 3月4日からの一斉臨時休業を決定
 ※部活動についても休止する。
- 3月19日 同日からの部活動再開を決定
 ※感染予防対策に十分留意の上、可能な限り短時間で実施する。
 当面は合宿や遠征、練習試合は行わない。
- 3月24日 新学期から例年どおりのスケジュールにより、学校を再開することを決定
 ※部活動については、感染が拡大していない地域での活動や近隣校との試合などは、感染症対策を徹底した上で実施可能とする。
- 4月3日 学校の再開時期について、各市町が域内の感染状況を踏まえ、運用を変更することが可能である旨通知
 松山市が域内の中・小学校の学校再開の延期を決定したことから
 ・県立松山西中等教育学校（前期課程）について、4月9日から2週間程度の臨時休業とすることを決定
 ・松山市内及び近隣の県立特別支援学校（幼稚園部・小学部・中学部・高等部）について、始業式・入学式の翌日から2週間の臨時休業とすることを決定
- 4月4日 内子高等学校教諭の感染を受け、内子高等学校の学校再開を4月20日まで延期することを決定
 ※感染拡大地域からの帰県後の行動等、感染症対策の一層の徹底について通知
- 4月6日 愛南町の感染事例発生に伴い、南宇和高等学校の部活動については、4月6日から2週間程度休止
- 4月7日 「県立学校の再開についての知事メッセージ」及び「愛媛県教育委員会による県立学校の再開等に関する考え方について」、県、教育委員会及び学校のホームページに掲載するとともに、4月8日の入学式・始業式に際して、全児童生徒の保護者に配布
- 4月8日 内子高等学校の部活動における生徒の感染事例の発生を受け、県立学校の部活動を4月8日から2週間程度停止することを決定
- 4月9日 自宅待機に係る児童生徒等への適切な対応について通知
 ※保護者が仕事のために感染拡大地域を行き来していることのみをもって、生徒の自宅待機を勧めるという事案が発生したことを受けた対応
- 4月10日 愛南町の感染事例発生に伴い、南宇和高等学校については、4月13日から当面2週間程度、再度の臨時休業とすることを決定
- 4月13日 松山市の感染事例発生に伴い、中予地域3市3町の県立学校については、4月14日から5月6日まで、再度の臨時休業とすることを決定
 ※既に臨時休業としている同地域の6校についても期間を5月6日まで延長
 県立学校の部活動停止期間も5月6日まで延長することを決定

- 4月17日 国の「緊急事態宣言の対象地域を全国へ拡大する措置」を受け、臨時休業の地域を東予地域・南予地域にも拡大し、全ての県立学校を5月6日まで臨時休業とすることを決定
※県内の感染状況に変化はないが、県民の不安に対する配慮や、「人の移動を最小化する」という宣言対象地域拡大の目的を全国と共有するための措置
- 4月25日 県教委と県内CATV局9社が連携し、「新入生学習サポート」動画の配信を開始
- 4月28日 学校の再開時期を5月11日まで延期することを決定
※緊急事態宣言の解除についての国の方針が不明であり、児童生徒や保護者の登校準備、学校現場の再開準備を円滑に行うための措置
- 4月29日 「9月からの入学問題」等について、知事の意見書を全国知事会会長に提出
- 5月7日 県立学校臨時校長会を開催し、学校再開等について協議
※「再開」か「再開延長」かの2択では双方の意見があったが、「段階的再開」を加えた3択では、全学校長が「再開」を希望
- 5月8日 学校教育活動の段階的再開に向けた取組を開始することを決定
・5月11日から可能な限りの感染予防策を講じた上で「学年別分散登校」を開始する。
・5月25日から、県内一斉に全校での完全再開を目指す。
家庭学習支援を強化するため、ICTを活用した双方向通信環境の緊急整備を実施する。
- 5月14日 松山市内医療機関における集団感染に伴い、関係者が濃厚接触者とされた伊予農業高等学校については、5月14日から2日間、分散登校を一時休止
- 5月18日 伊予農業高等学校関係者の陰性を受け、5月18日から同校の分散登校を再開
・県立学校関係者に感染者又は濃厚接触者がいないことが判明し、県立学校における感染拡大リスクがなくなったことから、全校で分散登校を継続
- 5月21日 感染状況等から判断し、5月25日から県内一斉に全校で完全再開することを決定
- 5月25日 県内一斉に全校で完全再開
・学校内での感染防止対策の徹底や感染回避行動の定着に努める。
・当面、時差通学を継続するとともに、特別支援学校のスクールバスを増便
・部活動については、完全再開に合わせて解禁
(3密環境を伴う活動や練習試合等は当面見合せ、段階的に制限緩和)
・授業日等の補充は、夏季休業等の短縮を基本に、土曜授業、平日7時間目、学校行事の精選等で対応

Press Release

令和2年5月21日

教育委員会

【新型コロナウイルス感染症関連】

県立学校の完全再開について

県立学校については、今月11日から段階的な学校再開を開始し、二週間にわたり分散登校を行ってきましたが、来週25日（月）から、当初方針のとおり、全ての学校(高等学校、中等教育学校、特別支援学校)において、完全再開を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、完全再開に当たっては、別添資料のとおり各種の対策を講じることで、児童生徒の安全確保を図りながら、「学びの遅れ」の回復と充実した学校生活の実現に全力で取り組んでまいります。

※本件に関して、記者会見終了後、番町クラブで、県教育委員会によるレクチャーを行います。

問い合わせ先：愛媛県教育委員会事務局

高校教育課 教育指導グループ 担当係長 渡邊 弘安 089-912-2953

特別支援教育課 教育指導グループ 担当係長 原 喜代佳 089-912-2967

保健体育課 教育指導グループ 担当係長 和家 哲也 089-912-2981

1 感染症対策について

学校内での感染防止対策の徹底や感染回避行動の定着に努めるほか、特別支援学校のスクールバスの増便など、新たな対策も導入しながら、児童生徒の安全確保に引き続き全力で取り組む。

【基本的対策】

- ・マスクの着用、手洗いや咳エチケットなどの徹底。
- ・毎朝の検温及び風邪症状の確認を徹底。
- ・発熱等がみられる児童生徒等については、自宅で休養。
- ・登下校時に公共交通機関を利用する児童生徒等のマスク着用は特に徹底。

【教室等の環境管理】

- ・天候に合わせて可能な限り常時、2方向のそれぞれ1つ以上の窓を同時に開放。
- ・教壇前への透明フィルムの設置や、教員のフェイスガード着用により飛沫感染を防止。
- ・最低1mの身体的距離を確保できるよう、机の配置等を工夫する。
- ・ドアノブ、スイッチ、蛇口等、児童生徒等の触れる場所や、共用の教材、教具、情報機器等を、定期的に及び随時消毒し、物品の共用による感染を避ける。
- ・教職員、児童生徒等が相互に、可能な限り身体的距離を確保。
- ・児童生徒同士が接近・接触する実習・実技やグループ活動、部活動等は、当面の間見合させる。
- ・特別支援学校のスクールバスは増便し、2人掛け座席に1人以下の配席とするほか、定期的な換気や消毒、児童生徒等のマスクの着用、会話を控える等に留意。

【児童生徒の意識向上】

- ・児童生徒の「保健委員会」によるポスターや校内放送での主体的な啓発活動

2 部活動について

部活動についても完全再開に合わせて解禁するが、3密環境を伴う活動や練習試合等は当面見合せることとし、状況を確認しながら段階的に活動制限を緩和していく。

部活動における段階的再開のイメージ

感染対策期	感染警戒期	→	感染縮小期
学校休業 部活動 禁止	ステップⅠ 各ステップに応じた3密の徹底を行う コンディショニング期 ○身体に過度な負担をかける活動を避け、けがの防止に努める ○個人スキルの習得に努め、接觸を伴わない活動を行うことができる（2名以上の対人活動は禁止）	ステップⅡ 対人活動期 ○接觸を伴う活動を行うことができる ○自チーム内での試合形式での活動等、実践的活動を行うことができる →他校との合同練習や練習試合は禁止	ステップⅢ 活動に最適な環境で行う 通常活動期 ○学校長の許可のもと、他校との合同練習や練習試合を行いうことができる →ただし、本人・保護者の了解を得ること
段階的緩和の目安	5/25～6/7	6/8～6/21	6/22～
活動例	ラグビー 柔道 吹奏楽	・個人スキルトレーニング 等 ・回転運動、補助運動 等 ・個人練習 等	・スクラム 等ができる ・乱取り 等ができる ・グループでのパート練習 等ができる
			・他校との合同練習・練習試合ができる

3 給食について

特別支援学校及び中等教育学校(前期)の給食も再開する。3密環境となることをできる限り避けるため、配膳する児童生徒の衛生管理の徹底や、飛沫を飛ばさない、対面しないなどの対応を行うほか、学校の実情に応じた各種の工夫を行う。

(主な対応例)

- 食堂での一斉会食を避け、教室を利用するなど、少人数での実施。
- 配膳者は、手袋やフェイスシールド、使い捨てエプロンの使用。
- 配膳の混雑を避けるため、時間差給食、一方通行の動線、身体的距離が視覚的に理解できる足型マーク等の表示など。

4 時差通学の継続について

公共交通機関の利用が多い学校については、当分の間は引き続き、通勤時間帯を回避できる登下校時間を設定するなど、学校や地域の実情に応じた時差通学対策を行う。

(主な対応例)

- 始業時間や終業時間を、通勤等で混雑する時間帯から外して設定する。
- 校内で時間差を設け、複数の便に分散して登校させる。
- 近隣校と連携し、始業時間をずらすなど、生徒の集中を避ける。

5 授業日等の補充対策について

臨時休業により開校できなかった授業日数については、次の考え方に基づき補充する。

- 家庭学習により対面授業を補えていると認められる程度は「25%」を基本とし、各校が実績等に応じて「補充すべき授業日数」を算出。
- 補充は夏季休業等の短縮を基本とするが、各校の特性や実情を踏まえながら、土曜授業の実施、平日7時間目の設定、学校行事の精選などにより、夏季休業等の短縮日数を減ずることも可能とする。

(主な想定パターン例) · · · 次ページ参照

【授業日数の補充に関する想定パターン例】

例1 夏休み集中型	開校できなかった日数	Aのうち、球技大会等で授業を計画していなかった日数	補充すべき基準日数	夏季休業等で補充すべき日数(家庭学習等を評価)
	A	B	A-B-C	C×O%＝D
A校	21日	1日	20日	15日(75%)

夏休みによる補充回数-日数 (1回1日)	土曜日での補充回数-日数 (1回 2/3日)	7時間目での補充回数-日数 (1回 1/6日)	総補充日数 (Dと等しくなる)
E	F	G	E+F+G=D
15回	O回	O回	
15日	O日	O日	15日

例2 土曜授業併用型	開校できなかった日数	Aのうち、球技大会等で授業を計画していなかった日数	補充すべき基準日数	夏季休業等で補充すべき日数(家庭学習等を評価)
	A	B	A-B-C	C×O%＝D
B校	25日	2日	23日	18日(75%)

夏休みによる補充回数-日数 (1回1日)	土曜日での補充回数-日数 (1回 2/3日)	7時間目での補充回数-日数 (1回 1/6日)	総補充日数 (Dと等しくなる)
E	F	G	E+F+G=D
14回	6回	O回	
14日	4日	O日	18日

例3 バランス重視型	開校できなかった日数	Aのうち、球技大会等で授業を計画していなかった日数	補充すべき基準日数	夏季休業等で補充すべき日数(家庭学習等を評価)
	A	B	A-B-C	C×O%＝D
C校	25日	1日	24日	12日(50%)

夏休みによる補充回数-日数 (1回1日)	土曜日での補充回数-日数 (1回 2/3日)	7時間目での補充回数-日数 (1回 1/6日)	総補充日数 (Dと等しくなる)
E	F	G	E+F+G=D
8回	3回	12回	
8日	2日	2日	12日